

令和7年度 引取人のない遺体移送業務仕様書

1 適用

本仕様書は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日号外法律第48号。以下「埋葬法」という。）または行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号。以下「行旅人法」という。）に基づき、旭川市（以下「市」という。）が葬祭を実施する遺体の取り扱いに適用する。

2 対象となる遺体

本業務で取り扱う遺体は、警察署または医療機関等（以下「依頼元」という。）から市に葬祭依頼があった遺体のうち、引き取る者が不在若しくは引取人の存否が判明しないものであって、埋葬法第9条第1項または行旅人法第7条に基づき市が火葬を実施する遺体（以下「遺体」という。）とする。

3 業務の内容

受託者は、市生活支援課職員（以下「市職員」という。）から遺体発生の連絡を受けたときに限り、市職員の指示に従い、速やかに依頼元に赴き、以下の業務を行うものとする。

また、受託者は、本業務の履行に当たって、受託者および第三者の安全確保に最大限考慮するとともに、遺体損壊等、死者の尊厳を害することがないように最大限の注意を払うこととし、事故に対する一切の責任を負うとともに、業務遂行に必要な有資格者等の人員を適正に配置し、必要な設備および施設を確保した上で、埋葬法、行旅人法、その他関連法令に基づき適正に実施しなければならない。

(1) 遺体の収容

あらかじめ遺体の体格に適した棺を用意し、遺体を依頼元から平日、土日祝祭日または昼夜を問わず、遺体発生から速やかに収容し、納棺措置、清浄・防腐措置等を行う。

また、収容は遺体（死亡時の着衣を含む）のみとし、死亡人の遺留金品および火葬に係る申請書等の書類は含まない。

(2) 典礼等

本業務において、通夜・告別式等の典礼は行わない。

(3) 遺体の安置

収容した遺体は、市による火葬実施までの期間、霊安室等の施設（以下「安置施設」という。）において適切な方法で保管する。

ただし、警察署が市に引き取りを依頼した遺体（以下「警察案件」という。）等、死亡日（推定日を含む）から相当日数を経過しているものについては、特段の事情がない限り受託者が所有する安置施設は使用しない。

(4) 骨壺等の確保

納骨に必要な骨壺、骨箱、さらし風呂敷および骨箱包み（以下「骨壺等」という。）を確保する。

(5) 火葬場までの移送

火葬実施日時に、遺体を霊安室等の施設から火葬場（特段の事情がない限り原則として旭川聖苑）まで霊柩車により移送し、市職員に骨壺等と併せて引き継ぐ。

4 費用

本業務委託契約の締結に際して次の単価を定め、1件あたりの費用は、次に示す(1)から(3)までの費用の和および(4)に保管日数を乗じた額の合計とする。

(1) 納棺・納骨費用

棺代のほか、納棺に必要な資材に係る費用および骨壺等の費用。使用する骨壺は5寸壺、骨箱は6寸箱とする。なお、遺体の体型等により納棺が著しく困難な場合は、棺代について別途協議する。

(2) 霊柩車使用料

警察署または受託者所有の安置施設から火葬場までの移送費用

(3) 搬送料

病院等から受託者所有の安置施設までの移送費用。ただし、特段の事情がない限り警察案件には計上しない。

(4) 遺体保管費用

1日当たりの遺体保管に係る受託者所有の安置施設使用料およびドライアイス等の保管資材代。ただし、特段の事情がない限り警察案件には計上しない。

5 報告書の作成および提出

受託者は、業務毎に業務完了報告書（様式1）を作成し、火葬場での遺体引渡の際に市に提出する。報告書に記載する内容は、次のとおりとし、市の検査を受けなければならない。

(1) 収容した死亡人の氏名、生年月日、死亡年月日、引取年月日および依頼元

(2) 安置施設利用の有無および日数

(3) 遺体移送の状況

(4) その他特に報告が必要な事項

6 遺留金の取扱い

死亡人に遺留金があった場合は、市がこれを管理する。市は、行旅人法第11条に基づき、遺留金から葬祭費用に充当される金額（以下「充当遺留金」という。）を速やかに受託者に支払う。

7 支払方法

葬祭執行の都度の後払いとする。受託者は、請求に際して

(1) 充当遺留金の領収証

(2) 合計費用から充当遺留金額を差し引いた額の請求書

を市に提出する。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者が、本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市と協議することとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、市および受託者双方が協議をして、これを処理しなければならない。また、適正な業務の遂行を図るため、必要に応じて市が実地にて監督を行う場合がある。
- (4) 受託者は、業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部に漏洩がないように注意しなければならない。また、市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用してはならない。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、市および受託者双方が協議の上決定する。

9 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで